

日本女性会議2017とまこまい大会日程（案）

日 程：平成29年10月13日（金）～15日（日）

会 場：苫小牧市民会館（メイン会場：市民会館大ホール）

内 容

1日目 10月13日（金）午後から

アトラクション

開会式

基調報告（内閣府）

記念講演（企画部会で協議中）

交流会（ウエルカム部会で協議中）

2日目 10月14日（土）

分科会：11テーマ（企画部会で協議中）

会場：市民会館、文化会館、文化交流センター等

分科会報告（企画部会で協議中）

全体会（企画部会で協議中）

閉会式

3日目 10月15日（日）

エクスカーション（ウエルカム部会で協議中）

平成29年度 日本女性会議2017とまこまい実行委員会予算(案)

(収入)

区分	H28予算額	H29予算額	内 訳
補助金	4,047,000		苫小牧市補助金
参加料等収入	0		大会参加費 @ 3,500 円 交流会参加費 @ 5,000 円 弁当 @ 1,000 円 シャトルバス @ 1,000 円 呈茶代 @ 100 円 大会報告書 @ 1,000 円
その他収入	0		協賛・寄付 預金利息等
合計	4,047,000	54,464,000	

(支出)

区分	H28予算額	H29予算額	内 訳
会議費	54,000	250,000	実行委員会、運営委員会、部会等 2,010 本 × 115 円 = 249,642 ・会議茶代
プレイベント開催費	875,000	0	
大会運営費	0	26,021,000	講演会等出演者謝礼 4,000,000 講演会等出演者旅費 3,500,000 大会アトラクション謝礼 1,000,000 出演者等弁当 100 個 × 1,000 円 = 100,000 ボランティア等ユニフォーム 800 着 × 3,700 円 = 3,196,800 ボランティア等弁当 1,600 個 × 1,000 円 = 1,600,000 大会記念品(バック等) 2,892,240 参加者配布資料作成費 2,500 冊 × 660 円 = 1,782,000 参加者等名札 383,184 参加者等弁当 1,000 人 × 1,000 円 = 1,000,000 呈茶用品 400 人 × 200 円 = 86,400 交流会費用 6,480,000
会場等借上費	0	6,820,000	市民会館使用料 3,983,600 分科会会場使用料 1,000,000 物販ブース設置料 1,836,000
委託費	0	13,393,000	大会開催業務 10,800,000 会場設営費 2,268,000 駐車場等警備 15 人 × 6,000 円 = 194,400 手話通訳 103,000 託児 26,815
大会PR費	2,579,000	3,689,000	ニューズレター 10,000 枚 × 8.98 円 = 96,984 ポスター印刷 3,000 枚 × 57 円 = 184,680 パンフレット印刷 6,000 枚 × 70 円 = 453,600 のぼり等作成 100 本 × 4,200 円 = 453,600 バナー作成・設置 1,000,000 歓迎用看板等 1,500,000
事務費	539,000	2,001,000	事務経費 ・旅費 1,229,320 ・事務消耗品 300,000 ・通信運搬費 100,000 ・手数料 102,600 ・保険料 269,040 ・予備費
大会報告書	0	2,290,000	大会報告書作成 2,289,600
合計	4,047,000	54,464,000	

日本女性会議 2017 とまこまい大会 協賛・寄付内容

<協 賛>

金額	特典
50 万円	プログラム広告掲載（全面カラー）、ホームページバナー広告、 会場内看板、フラッグ広告又はのぼり広告 報告書掲載、5 名ご招待（大会・交流会）
30 万円	プログラム広告掲載（全面モノクロ）、ホームページバナー広告、 会場内看板、フラッグ広告又はのぼり広告 報告書掲載、3 名ご招待（大会・交流会）
20 万円	プログラム広告掲載（1/2 モノクロ）、ホームページバナー広告、 会場内看板、フラッグ広告又はのぼり広告 報告書掲載、2 名ご招待（大会・交流会）
10 万円	プログラム広告掲載（1/4 モノクロ）、ホームページバナー広告 報告書掲載、2 名ご招待（大会）
5 万円	プログラム広告掲載（1/8 モノクロ） 報告書掲載、2 名ご招待（大会）
3 万円	プログラム広告掲載（1/12 モノクロ） 報告書掲載、2 名ご招待（大会）
2 万円	プログラム広告掲載（社名掲載） 報告書掲載、1 名ご招待（大会）
1 万円	プログラム広告掲載（社名掲載） 報告書掲載

<寄 付>

個人：一口 3,000 円 報告書に氏名掲載

※ 今年度から、募集や依頼を始め、申込みを受け付ける。

日本女性会議2016秋田大会（案）

日 程：平成28年10月28日（金）～30日（日）

参加者：大会長、実行委員長、実行委員、正副部会長、事務局等 30名程度

PR内容

- 1 交流会及び閉会式
 - ・大会長、実行委員長の挨拶等
- 2 宣伝ブース
 - ・会場内に設置（配置場所、スペース等は秋田市と協議）
 - ・物販（観光協会と協議）
- 3 参加者へ宣伝用品配布
 - ・鼻セレブ、ニュースレター、観光パンフなど



日本女性会議2017とまこまいプレ大会（案）

日 程：平成28年11月13日（日） 開場12時

会 場：苫小牧市民会館大ホール

内 容

<大ホール>

- 13:00 開会式（20分） ヘルマンハーブ演奏
- 13:30 講演① 金澤泰子氏（40分）
- 14:15 講演② 高橋義男氏（40分）
- 15:00 対談 金澤氏、高橋氏（20分）
- 15:30 アトラクション 市民吹奏楽団（30分）
- 16:00 閉会



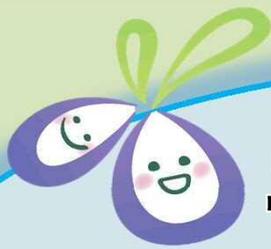
<ロビー（ホワイエ）>

- ・パネル展示
(企業の女性活躍の取組紹介、ことばのパネル展など)
- ・おもてなし（呈茶など（ウエルカム部会で協議））
- ・ヘルマンハーブ紹介

宣 伝

- ・広報とまこまい10月号「特集」
- ・ポスター、ちらし
- ・案内送付

- ※ 総合司会者 候補者選定中
- ※ 実行委員手伝い 総務部会・・・ヘルマンハーブ及びパネル展示等
ウエルカム部会・・・受付及び案内、呈茶
企画部会・・・講師との打合せ（正副部会長の3人）



平成28年11月13日(日) 日本女性会議プレ大会

会場：苫小牧市民会館

時間：午後1時から

内 容

- 講演会
- アトラクション など

会場でパネル展示を行います

- 展示内容
女性活躍推進法における事業主計画、
企業での男女平等参画の取組 など
- 展示方法
参加いただける企業の皆さまからいた
だいたデータ、写真等をパネルにまと
めて、展示します。

参加募集します！

企業PRしませんか？

※参加いただける企業を募
集します。

詳細は、下記までお問合わ
せください。

多くの企業の皆さまの参加
をお待ちしています。



苫小牧市は**平成25年11月 男女平等参画都市**を宣言しています。

北海道苫小牧市
男女平等参画課

〒053-0021 北海道苫小牧市若草町3丁目3番8号(市民活動センター4F)

TEL(0144)-84-4052 FAX(0144)-37-2223

E-mail: danjobyodo@city.tomakomai.hokkaido.jp

URL: <http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shisei/danjobyodo>



この事業は公益財団法人北海道市町村振興協会(サマージャンボ宝くじの収益金)の助成を受けて実施しています

日本女性会議 2017 とまこまい実行委員会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、日本女性会議 2017 とまこまい実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、日本女性会議 2017 とまこまい（以下「日本女性会議」という。）を円滑に開催するため必要な事業を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 日本女性会議の企画及び運営に関すること。
- (2) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

（組織）

第4条 実行委員会は、次に掲げる委員等により組織する。

- (1) 男女平等参画推進に関わる機関、団体等の構成員、学識経験者、第2条の目的に賛同する企業等の構成員等による実行委員（以下「実行委員」という。）
- (2) 第11条に規定する運営委員
- (3) 第12条第2項に規定する部会員

（役員）

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 監事 2名

（役員を選任）

第6条 委員長は、実行委員の互選により選任する。

2 副委員長及び監事は、実行委員のうちから委員長が指名する。

（役員職務）

第7条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した副委員長がその職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の会計事務を監査する。

（任期等）

第8条 第4条の委員等（以下「委員等」という。）の任期は、第19条の規定により実行委員会が解散する日までとする。ただし、委員等が所属する団体等を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 委員等は、無報酬とする。

（顧問）

第9条 実行委員会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、委員長が委嘱する。

3 顧問は、実行委員会の運営等について意見を述べることができる。

(会議)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会

(総会)

第11条 総会は、実行委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 3 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1) 日本女性会議の開催に関する基本方針に関すること。
 - (2) 事業計画、事業企画及び事業報告に関すること。
 - (3) 実行委員会規約の制定及び改廃に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他重要事項に関すること。
- 4 総会は、実行委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 実行委員は、会議に出席できないときは、代理人を指定し、出席させることができる。

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、第12条第3項に規定する部会長及び副部会長をもって構成する。

- 2 運営委員会は、必要に応じて総務部会長が招集し、総務部会長が議長となる。
- 3 運営委員会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) 総会から委任された事項に関すること。
 - (3) 部会から提案された事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 4 運営委員会は、前項第2号から第4号までに掲げる事項を審議し、又は決定したときは、次の総会にその結果を報告しなければならない。
- 5 前条第3項の規定にかかわらず、総会で審議し、決定すべき事項について、緊急を要するため総会を招集する時間的余裕がないと認められる場合は、委員長は、当該事項を運営委員会の審議に付し、運営委員会において決定することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 6 前条第4項から第6項までの規定は、運営委員会の会議について準用する。

(部会)

第13条 実行委員会の円滑な運営を図るため、運営委員会に次に掲げる部会を置く。

- (1) 総務部会
- (2) ウェルカム部会
- (3) 企画部会

- 2 部会員は、委員長が指名する。

- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により選任する。
- 4 部会の所掌事務は、別表のとおりとする。
- 5 前項に規定するもののほか、部会は、運営委員会から付託された事項について調査、審議し、その結果を運営委員会に報告する。
- 6 部会は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が議長となる。

(経費)

第14条 実行委員会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第15条 実行委員会の予算は、総会の議決により決める。

- 2 実行委員会の決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第16条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、実行委員会の設立当初の会計年度は、実行委員会の設立の日から平成28年3月31日までとする。

(事務局)

第17条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を苫小牧市役所に置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(解散)

第18条 実行委員会は、日本女性会議の終了した日の属する年度の末日をもって解散する。

(残余財産の帰属)

第19条 実行委員会が解散した際の残余財産は、苫小牧市に帰属するものとする。

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成27年8月27日から実施する。

2 この規約は、平成28年9月1日から実施する。

別表（第12条関係）

部会名	所 掌 事 務
1 総務部会	(1) 実行委員会の庶務に関する事。 (2) 実行委員会全体の運営に関する事。 (3) 予算及び決算に関する事。 (4) 実行委員会の会計に関する事。 (5) 各部会の連絡調整に関する事。 (6) 行政機関との連絡調整に関する事。 (7) 企業、協力団体等との交渉（協賛）に関する事。 (8) 大会ボランティアに関する事。 (9) 礼状の作成及び発送に関する事。 (10) テーマ、ロゴマーク、タイトルデザイン等に関する事。 (11) ポスター・プログラム・PRグッズの作成等に関する事。 (12) ホームページの作成及び更新、実行委員会活動報告（ニューズレター）の発行等の広報活動に関する事。 (13) 大会記録、報告書に関する事。 (14) マスコミ対応に関する事。 (15) その他他の部会に属さない事。
2 ウェルカム部会	(1) 日本女性会議の参加者の受付や宿泊に関する事。 (2) 交流会の企画及び運営に関する事。 (3) エクスカーションに関する事。 (4) 会場の案内に関する事。 (5) 物産ブースに関する事。 (6) その他参加者の歓迎に関する事。
3 企画部会	(1) 全体会（基調報告、記念講演、シンポジウム等）の企画及び運営に関する事。 (2) 分科会の企画及び運営に関する事。 (3) サイドイベントの企画及び運営に関する事。 (4) プレイメントの企画及び運営に関する事。 (5) その他大会全体の運営に関する事。

○日本女性会議 2017 とまこまい実行委員会規約新旧対照表

改正案	現 行
<p>(顧問) <u>第9条 実行委員会に顧問を置くことができる。</u> <u>2 顧問は、委員長が委嘱する。</u> <u>3 顧問は、実行委員会の運営等について意見を述べることができる。</u></p>	<p>※新設</p>
<p>(会議) <u>第10条 〔略〕</u></p>	<p>(会議) <u>第9条 〔略〕</u></p>
<p>(総会) <u>第11条 〔略〕</u></p>	<p>(総会) <u>第10条 〔略〕</u></p>
<p>(運営委員会) <u>第12条 〔略〕</u></p>	<p>(運営委員会) <u>第11条 〔略〕</u></p>
<p>(部会) <u>第13条 〔略〕</u></p>	<p>(部会) <u>第12条 〔略〕</u></p>
<p>(経費) <u>第14条 〔略〕</u></p>	<p>(経費) <u>第13条 〔略〕</u></p>
<p>(予算及び決算) <u>第15条 〔略〕</u></p>	<p>(予算及び決算) <u>第14条 〔略〕</u></p>
<p>(会計年度) <u>第16条 〔略〕</u></p>	<p>(会計年度) <u>第15条 〔略〕</u></p>
<p>(事務局) <u>第17条 〔略〕</u></p>	<p>(事務局) <u>第16条 〔略〕</u></p>
<p>(解散) <u>第18条 〔略〕</u></p>	<p>(解散) <u>第17条 〔略〕</u></p>

<p>(残余財産の帰属)</p> <p>第19条 《略》</p>	<p>(残余財産の帰属)</p> <p>第18条 《略》</p>
<p>(委任)</p> <p>第20条 《略》</p>	<p>(委任)</p> <p>第19条 《略》</p>
<p>附 則</p> <p>1 この規約は、平成27年8月27日から実施する。</p> <p>2 この規約は、平成28年9月1日から実施する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この規約は、平成27年8月27日から実施する。</p> <p>_____</p>